

2022年度 研究活動及び研究費に係る 不正防止講習会

事務局研究推進課

研究活動における不正行為とは・・・

故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等



不正行為とは・・・

【捏造】

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

【改ざん】

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

【盗用】

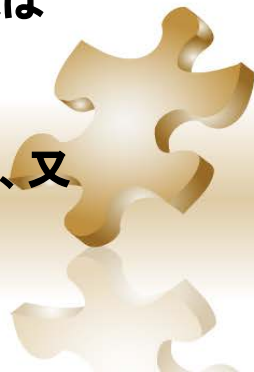
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

【不適切な投稿及び出版】

一部でも同一内容を含む論文を複数作成して異なる雑誌に投稿すること、又は第一著者を別人物にしてほぼ同じ内容の論文を複数作成して投稿すること

【不適切なオーサーシップ】

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げること、又は著者としての資格を有する者を除外すること



研究活動の不正行為を行った者への応募資格制限

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	除外期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質性が高いもの 5～7年
		上記以外の著者	学術の進展への影響や社会的影響が小さい、若しくは行為の悪質性が低いもの 3～5年
	ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者		2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う者		学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質性が高いもの 2～3年 学術の進展への影響や社会的影響が小さい、若しくは行為の悪質性が低いもの 1～2年

研究費の不正使用とは・・・

- **故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用**
- **競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用**



不正使用にあたる行為とは・・・

物品費

【架空請求】

納品した事実がないにもかかわらず、備品や消耗品を納品したように装った虚偽の会計書類(納品書や請求書)をもって請求し、機関に物品費を支払わせること。あるいは、納品検収した物品等を取引業者に持ち帰らせることなどにより、支払われた物品費を別の用途に流用すること。

【品名替え】

実際に納品した物品等と異なる品名に書き換えた虚偽の会計書類をもって請求し、機関に物品費を支払わせること。

例えば

科研費での購入が認められていない事務用イス等の什器を購入し、業者には購入可能な試薬等に書き換えた納品書を作成させる。



不正使用にあたる行為とは・・・

旅費

【カラ出張】

出張した事実がないにもかかわらず、実際に出張したように装った虚偽の出張申請や報告をもって請求し、機関に旅費を支払わせること。



【水増し請求】

格安航空券やパック旅行等を利用したにもかかわらず、正規料金を請求し、機関に旅費を支払わせること。あるいは、実際の出張が出張申請より短い期間や、少ない費用となったにもかかわらず、修正処理をせずに機関に旅費を支払わせること。

【二重請求】

他の研究機関等から出張依頼に伴う旅費の支給があったにもかかわらず、研究機関に対して同じ出張申請や報告をもって重複して請求し、機関に旅費を支払わせること。



不正使用にあたる行為とは・・・

人件費・謝金

【カラ雇用・謝金】

勤務した事実がないにもかかわらず、実際に被雇用者が勤務したように装った虚偽の出勤簿等をもって請求し、機関に人件費・謝金を支払わせること。

【水増し請求】

勤務した日数や時間数(時間単価の高い休日勤務や超過勤務を含む)を水増しして、実際に被雇用者が勤務したように装った虚偽の出勤簿等をもって請求し、機関に人件費・謝金を支払わせること。



研究費の不正使用を行った者への応募資格制限

応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間	
I 不正使用を行った研究者と共謀者	1 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2 私的流用以外で	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
II 不正受給を行った研究者と共謀者		5年	
III 善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切捨て)	



研究活動における不正行為・不正使用事案の公開

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

検索: 研究機関 キーワード

メニュー: 会費・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 科学技術・学術 > 研究費・研究費配分 > 研究機関における不正行為の対応策 > 研究機関における不正使用事案について > 文部科学省の学費の配付又は推薦により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧) > 令和3年度 (2021年度)

令和3年度(2021年度)

【令和3年度】

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に關与した者等(所属機関、所属等、職名)	不正行為の種類(録退、改ざん、盗用等)	調査受理日	報告受理日
2021-01	昭和大学医務科による研究活動上の不正行為(録退・改ざん等)の認定について	医学	昭和大学	昭和大学 医学部附属科学課産元講師、元助教、元助教、助教	録退、改ざん、不適切なオーサーシップ	令和3年3月6日	令和3年3月2日
2021-02 (2019-08追加調査)	京都大学法政館による研究活動上の不正行為(録退・改ざん)の認定について	地産地消学	京都大学	京都大学 工学院建築学研究所 元教授	録退、改ざん	平成31年4月6日	令和3年3月21日
2021-03	一橋大学数理学部による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	会計学	一橋大学 京都産業大学 松山大学	一橋大学 工学院経営管理研究科 教授	盗用	一橋大学: 令和3年11月20日 京都産業大学: 令和3年5月21日 松山大学: 令和3年6月4日	一橋大学: 令和3年6月16日 京都産業大学: 令和3年5月21日 松山大学: 令和3年6月4日
2021-04	関西大学数理学部による研究活動上の不正行為(録退)の認定について	経営学	関西大学	関西大学 経営学系 教授	録退	令和3年3月9日	令和3年3月9日

研究活動における不正事案

研究機関における不正使用事案

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

検索: 研究機関 キーワード

メニュー: 会費・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 科学技術・学術 > 研究費・研究費配分 > 研究機関における公的助成金の管理・監査 > 研究機関における不正使用事案及び不正発給事案について > 研究機関における不正使用事案

研究機関における不正使用事案

令和3年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種類	不正に支出された研究費の額	不正に關与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要(調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、連続状況に応じて更新
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	目的外使用、カウ出票	7,010,459円	3人	令和3年5月26日	久留米大学における公的研究費の不正使用について(PDF:124KB)
202102	大分大学	平成27、29、30年度	旅費の調査請求及び請求請求	241,760円	1人	令和3年7月29日	大分大学における公的研究費の不正使用について(PDF:109KB)
202103	早稲田大学	平成25年度～平成30年度、令和2年度	カウ謝金、カウ出張、旅費の増し請求	1,696,793円	1人	令和3年9月21日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:97KB)
202104	関西医科大学	平成26年度～令和元年度	目的外使用	4,531,675円	4人	令和3年7月12日	関西医科大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB)

研究機関における不正使用事案①

【目的外使用】

告発を受けた研究者(被告発者)と、被告発者が所属する講座に所属する研究者は、当該講座秘書に科研費管理用会計システムのID・パスワード及び印鑑を預けることが慣例となっており、このような状況下、研究代表者の承諾を得ず、被告発者及び当該講座秘書による一括管理・執行によって目的外使用が行われた。

⇒ 通報窓口への告発により発覚

〈研究機関が行った措置〉

- ・関係者を処分
- ・大学ホームページに公表(一部氏名公表あり)



研究機関における不正使用事案②

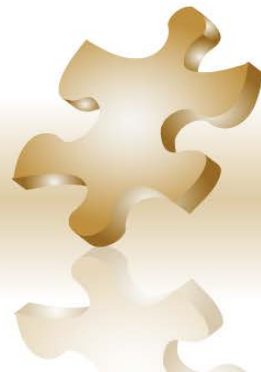
【旅費の架空請求及び過大請求】

架空の出張を申請し、虚偽の報告書を提出することにより旅費を得ていた。自己都合により出張期間を短縮したにもかかわらず、変更申請を行わず、旅行報告書に虚偽を記載し、旅費を過大請求していた。

⇒ 全学部へ行った出張確認調査の結果、当該教員からの不正使用の疑義の報告により発覚

〈研究機関が行った措置〉

- ・当該教員を停職2月の懲戒処分
- ・処分について、報道機関への情報提供及び、大学ホームページへの公表(氏名公表あり)



研究機関における不正使用事案③

【カラ謝金・カラ出張・旅費の水増し請求】

【謝金】指導学生に対して架空の勤務日時間を出勤表に記載させ、研究補助の業務を実施したように装った。また、大学から振り込まれた謝金を現金で手渡すように指示し還流行為を行った。

【旅費】自身の出張に関するカラ出張、宿泊日数や交通手段の虚偽申請・報告により現金を得ていた。

⇒ 通報窓口への通報により発覚

〈研究機関が行った措置〉

- ・当該教員を停職6月の懲戒処分、不正使用額の返還を求める措置
- ・大学ホームページに公表(氏名公表あり)



不正行為・不正使用に対する処分

研究上の不正行為や、研究費の不正使用が発覚した場合、研究者「個人」に対する処分のみならず、機関に対する間接経費の減額等の処分が実施されることも。

個人に対する処分

《医学研での処分》

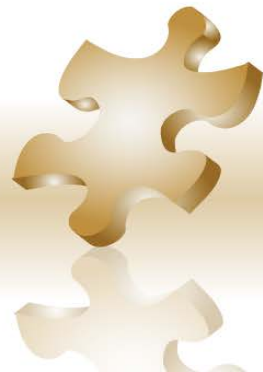
- ・ 職員就業規則等に基づく懲戒処分等が行われる。

《配分機関からの処分》

- ・ 応募資格の制限
- ・ 研究費の返還

《法律上の処分》

- ・ 刑事告発や民事訴訟を提訴されることも



不正行為防止のための取組①

医学研実験ノートの運用

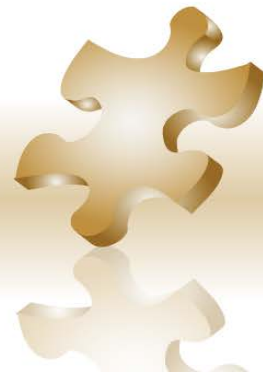
研究・実験の客観的な記録を日々適切に記録することによって、捏造や改善等の不正行為の発生源を断ち、**研究の適正性を確保**する

➤対象者

医学研で実験・研究を行うもの全員(研修生も含む)

➤運用

「実験ノート作成お作法集」に基づいて運用



不正行為防止のための取組②

論文の事前点検制度

研究員(研修生、客員研究員及び協力研究員を含む)の論文に関し、主である画像等に不正行為等がないことを発表前に確認する

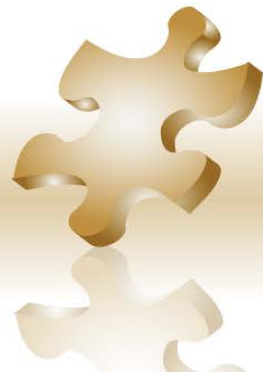
➤対象論文

Sランク以上の科学雑誌に投稿し、revise段階になった原著論文

➤点検等

論文事前点検部会を設置し、実験ノート等のデータを元に、画像の切り貼りや改ざん等の行為がないか、筆頭著者または責任著者からのプレゼン方式で確認する。

該当する状況になりましたら、支援係までご連絡ください



不正行為防止のための取組③

研究倫理教育の実施

➤APRIN eラーニングプログラム「e APRIN」の受講

医学研で研究・実験を行っている研究員、研究補助員、研修生等に3年に1回の頻度で実施。

➤研究活動及び研究費に係る不正防止講習会の実施

➤「科学の健全な発展のために」(日本学術振興会発行)を研究倫理推進員・コンプライアンス推進員に配布し、ラボミーティング等を活用しながら研究倫理教育・コンプライアンス推進教育を実施。



研究費の不正使用防止のための取組①

コンプライアンス教育

科研費等執行の手引を作成

科研費執行説明会の開催による周知徹底



研究費の不正使用防止のための取組②

研究費執行における具体的な取組

➤ 適切な予算の執行管理

発注段階から支出財源を特定するため、**100万円未満を研究者発注の限度額**とし、**研究者が発注した内容を事務局に送付**

100万円以上の発注は事務局発注

研究費の**執行状況の確認を9月末と12月末実施**。執行率が低い研究種目については研究計画の遂行に問題がないかを確認

➤ 物品等（全品）の検収

納品時に**全品事務局で検収**を行い、検収した物品にマーキング



研究費の不正使用防止のための取組③

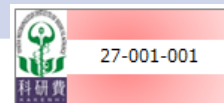
研究費執行における具体的な取組

➤ 科研費等による雇用者の適切な管理

科研費等による雇用の手続き及び出勤状況の管理についてはすべて事務局で実施

➤ 換金性の高い物品管理

パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオ、カメラ、テレビ、録画機器、図書等、換金性の高い物品については、科研費で購入したことを示すシールを貼付し、事務局において番号を管理



➤ 研究者の出張管理

出張復命書に**宿泊先**を記入し、報告は**日にちごと**に打ち合わせや、発表の内容、得られた知見などを**詳細**に記載



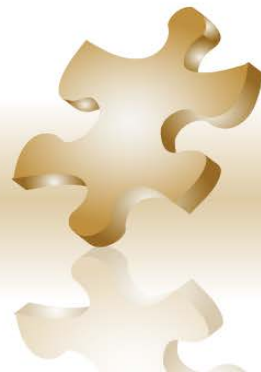
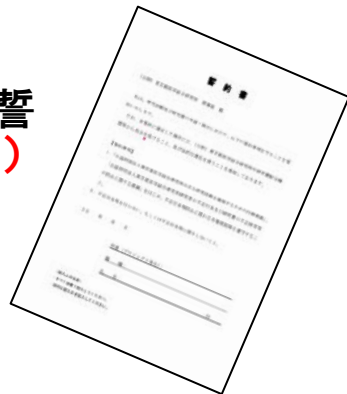
研究費の不正使用防止のための取組④

誓約書の提出

競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、以下の内容の誓約書の提出を求める。**(最近の採用者等提出が必要な方には別途依頼予定)**

- ・不正行為等防止に関わる各種規則等を遵守すること。
- ・不正行為等を行わない、もしくは不正行為等に関与しないこと。

科研費による前年度1年間の取引実績が30万円以上の業者に対し、医学研の規則等を遵守し会計上公正かつ適切な取引を行い一切の不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。



研究費の不正使用防止のための取組④

告発・相談窓口

あさひ法律事務所内
公益財団法人東京都医学総合研究所
不正行為等告発・相談窓口
弁護士 畑井研吾

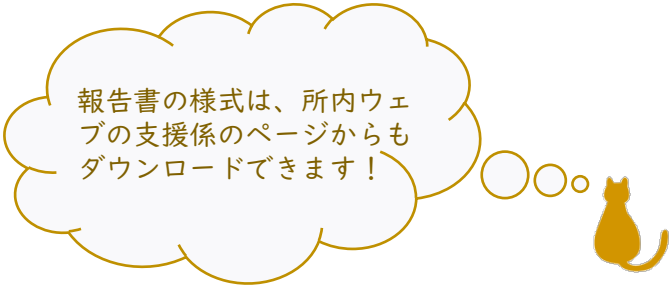
住所 〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1 丸の内マイプラザ13階
TEL：03-5219-0002（受付時間 平日10:00～18:00） / FAX：03-5219-2223
E-mail igakuken.kokuhatsusoudan@alo.jp

医学研に所属する職員等については、事務局長に直接告発等を行うことができます



受講後は・・・

所定の報告書を各研究倫理推進員／コンプライアンス推進員がとりまとめて、支援係に提出してください。



報告書の様式は、所内ウェブの支援系のページからもダウンロードできます！

【提出先】 支援係 若林 wakabayashi-kn@igakuken.or.jp

【提出期限】 2022年8月5日（金）

